



2025年3月11日

各 位

会 社 名 新光電気工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 倉 嶋 進
コード番号 6967 東証プライム市場
問 合 せ 先 経営企画室長 清 野 貴 博
TEL (026) 283-1000 (代)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年5月中旬頃を目途に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年3月31日（月）（以下「本基準日」といいます。）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日：2025年3月31日（月）
- (2) 公告日：2025年3月17日（月）
- (3) 公告方法：電子公告（当社ウェブサイトに掲載いたします。）

<https://www.shinko.co.jp/ir/kk/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2025年2月17日に公表した「JICC-04 株式会社による当社株式に対する公開買付けに係る賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、JICC-04 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者が2025年2月18日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、本公開買付けにより、当社株式のすべて（ただし、富士通株式会社（以下「富士通」といいます。）が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの決済の完了後、当社に対し、(i)会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び(ii)本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを要請（以下「本要請」といいます。）する予定とのことです。なお、公開買付者及び富士通は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、本要請に基づき本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

一方、本公開買付けが成立しない場合、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

以 上